# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

兵庫県知事

#### 公表日

令和7年1月24日

## I 関連情報

	ァイルを取り扱う事務 
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。
	1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。
	なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。
	具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共
②事務の概要	団 体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③兵庫県知事から本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への提供又は他 部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの4
	人 確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会
	2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務都道府県は、市町村における市町コミュニケーションサーバ、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。
	①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機棒
	への通知 ③兵庫県知事から附票本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申し出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム
2. 特定個人情報ファ	アイル名
1)都道府県知事保存2	本人確認情報ファイル 付票本人確認情報ファイル

住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

法令上の根拠	(令和5年6月16日法律第58号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)						
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携						
①実施の有無	[ 実施しない ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	_						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	総務部市町振興課						
②所属長の役職名	市町振興課長						
6. 他の評価実施機関							
なし							
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	総務部市町振興課 神戸市中央区下山手通5-10-1 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央	078-362-3085 区下山手通5-10-1 078-362-4161					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
連絡先	総務部市町振興課 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3085					
9. 規則第9条第2項の適	#I	[ ]適用した					

適用した理由

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[	30万人以上	]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和6年	12月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和6年	12月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
2)又は3)を選択した評価実施	書及び全項目評価書 を機関については、それ	_	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワーク	システムを通じ	と入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[ 特に力を入れ	こている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れ	ている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れ	こている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れ	こている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れ	こている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ 〇 ]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	Γ	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Ι	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	] 1 2	<選択肢> ) 特に力を入れている ) 十分である ) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		[ ]人手を	<b>介在させる作業はない</b>			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 特に力を入れている	] 1 2	<選択肢> ) 特に力を入れている ) 十分である ) 課題が残されている			
判断の根拠	時は、原則として、情報保護管理 あるかの確認を行うとともに、極いる。 ・大量の特定個人情報の受け渡 スによる漏えいのリスクを軽減し ワードによる保護を行うことを徹	者又は補助執行者が書 カ、情報保護管理者、補 しを行う際は、一部の事系 ているほか、USB等を用じ ましている。	集を防ぐため、操作者が業務端末を利用する面等により収集する本人確認情報等が適正で助執行者又は別の操作者が立ち会うこととして 然においてはシステムを介して行い、人為的ミいて受け渡しを行う際は、確実な暗号化、パスるリスクへの対策は「特に力を入れている」と			

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[ O ]	内部監査	[〇] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行ってい	る ]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策		[ 0 ]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3)権限のない者によって</li><li>4)委託先における不正な</li><li>5)不正な提供・移転が行</li><li>6)情報提供ネットワーク</li></ul>	事務に必要 不正に使り 使用等の われるリス システムを システムを システムを い滅失・毀	要のない情報 目されるリスク リスクへの対策 クへの対策 通じて目的タ 通じて不正な	)策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	Г	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠				

#### 変更箇所

		変更箇所						
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市町振興課長 小川 佳宏	市町振興課長 岡 明彦	事後	人事異動			
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	企画県民部企画財政局市町振興課 078-362- 3098 企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部企画財政局市町振興課 078-362- 3085 企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	電話番号修正組織改編			
平成29年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	078-362-3098	078-362-3085	事後	電話番号修正			
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正			
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正			
平成30年7月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	市町振興課長 岡 明彦	市町振興課長	事後	様式変更			
平成30年7月20日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正			
平成30年7月20日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正			
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正			
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正			
令和1年6月24日	Ⅳ リスク対策	-	記載のとおり	事後	様式変更			
令和2年7月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	電話番号修正			
令和2年7月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正			
令和2年7月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正			
令和3年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正			
令和3年6月30日	いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正			
令和4年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	企画県民部企画財政局市町振興課	総務部市町振興課	事後	組織改編			
令和4年10月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中 央区下山手通5-10-1 078-362-3085 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	10-1 078-362-3085 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市	事後	組織改編			
令和4年10月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中 央区下山手通5-10-1 078-362-3085	総務部市町振興課 神戸市中央区下山手通5- 10-1 078-362-3085	事後	組織改編			
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月14日時点	事後	時点修正			
令和4年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年10月14日時点	事後	時点修正			
令和5年3月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月14日時点	令和5年3月23日時点	事後	時点修正			
令和5年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月14日時点	令和5年3月23日時点	事後	時点修正			
	II しきい値判断項目 2. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	時点修正			

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評 価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎 項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更に併せた見直しの ため
	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	兵庫県知事は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	兵庫県知事は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるりスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更に併せた見直しの ため
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人 確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更に併せた見直しの ため
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク 化を図り、全国共通の本人確認システム。(住民基本台帳ネットワークシステム。)と下「住展基本台帳ネットワークシステム。以下「住展地方。)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基氏の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する記録を正確かり、住民に関する記録を正確かり、住民に関する記録を正確かり、住民に関係の公証、選挙となるものに合うものであり、市町村においつ住民の居住関係の公証、選挙の理の基礎となるものである。 具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添了を参照) 「○磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 (②市町からの本人確認情報に係る変更の通知 (3)兵庫県の他の執行機関及び市野を取り、)へ知通知 (3)兵庫県の他の執行機関及び市野を収り、(場では、1)、(は、1)、(は、	の他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に兵庫県では、住基法等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町からの本人確認情報に係る変更の通知に基づ、特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知 ③兵庫県知事から本人確認情報に係る兵庫県の他の執行機関及び市町の執行機関への提供 又は他 部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査	事前	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更に併せた見直しのため
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更に併せた見直しの ため
令和5年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイ ル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更に併せた見直しの ため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) -第7条(住民票の記載事項) -第2条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) -第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) -第30条の7(都道府県知事から機構への本人 確認情報の通知等) -第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機 構の通報) -第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) -第30条の13(都道府県の条例による本人確認 情報の提供) -第30条の15(本人確認情報の利用) -第30条の15(本人確認情報の利用) -第30条の15(本人確認情報の利用) -第30条の32(自己の本人確認情報の別示)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号) (令和5年6月16日法律第58号施行時点) -第7条(住民票の記載事項) -第7条(住民票の記載事項) -第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) -第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) -第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) -第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) -第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) -第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) -第30条の13(都道府県の条例による本人確認 情報の提供) -第30条の15(本人確認情報の利用) -第30条の35(自己の本人確認情報の別所示) -第30条の35(自己の本人確認情報の別下) -第30条の35(自己の本人確認情報の別下) -第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附 票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳法の一部改正 に伴う変更に併せた見直しの ため
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月23日時点	令和5年12月28日時点	事前	時点修正
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月23日時点	令和5年12月28日時点	事前	時点修正
	II しきい値判断項目 3. 重大事故 いつ時点の計数か	令和5年3月23日時点	令和5年12月28日時点	事前	時点修正
令和5年12月25日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 いつ時点の計数か	発生あり	発生なし	事前	時点修正
令和7年1月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第1号) (令和5年6月16日法律第58号施行時点) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人 確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の3(自己の本人確認情報の削示) ・第30条の40名(第3項(都道府県知事保存附 「第30条の406第3項(都道府県知事保存附 票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日 法律第81号) (令和5年6月16日法律第58号施行時点) ·第7条(住民票の記載事項) ·第7条(住民票の記載事項) ·第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する 都道府県知事の通報) ·第30条の6(市前村長から都道府県知事への 本人確認情報の通知等) ·第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通知(本) 構の通報) ·第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通知の ·第30条の11(通知都道府県以外の都道府県 の執行機関への本人確認情報の提供) ·第30条の3(本人確認情報の提供) ·第30条の35(自己の本人確認情報の開示) ·第30条の35(自己の本人確認情報の開示) ·第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附 票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利 用) ·第30条の44の6第3項(都道府県因。)の利 用) ·第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処 理者への本人確認情報の提供等)	事後	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律等の一部を改 正する法律(令和5年6月9日 法律第48号)による住基法の 改正等に伴う修正
令和7年1月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸 市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年1月24日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		-	事後	様式変更
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月28日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月28日時点	令和6年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	特に力を入れている ・定められた業務以外の目的による本人確認情報等の収集を防ぐため、操作者が業務端末を利用する時は、原則として、情報保護管理者又は補助執行者が書面等により収集する本人確認情報等が適正であるかの確認を行うとともに、極力、情報保護管理者、補助執行者が立ち会うこととしている。・大量の特定個人情報の受け渡しを行う際は、一部の事務においてはシステムを介して行い、人為的ミスによる漏えいのリスクを軽減しているほか、USB等を用いて受け渡しを行う際は、確実な暗号化、パスワードによる保護を行うことを徹底している。・これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	様式変更